

「第2次高知県動物愛護管理推進計画」の策定について（概要）

第2次高知県動物愛護管理推進計画（以下、「計画」という。）策定の趣旨

動物の愛護及び管理に関する法律第5条に基づき、「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」（環境省告示。以下「基本指針」という。）が定められ、これに即し、「人と動物とが共存する社会の実現」を目指して、平成20年4月に「高知県動物愛護管理推進計画」（計画期間：平成20年度～平成29年度）を策定した。

今回、平成25年9月に同法の改正法が施行され、基本指針も改定されたことから、その変更内容、前計画の達成状況及び高知県の実情を踏まえて改定する。

* 動物の愛護及び管理に関する法律（第六条抜粋）

（動物愛護管理推進計画）

第六条 都道府県は、基本指針に即して、当該都道府県の区域における動物の愛護及び管理に関する施策を推進するための計画（以下「動物愛護管理推進計画」という。）を定めなければならない。

2 動物愛護管理推進計画には、次の事項を定めるものとする。

- 一 動物の愛護及び管理に関し実施すべき施策に関する基本的な方針
- 二 動物の適正な飼養及び保管を図るための施策に関する事項
- 三 災害時における動物の適正な飼養及び保管を図るための施策に関する事項
- 四 動物の愛護及び管理に関する施策を実施するために必要な体制の整備（国、関係地方公共団体、民間団体等との連携の確保を含む。）に関する事項

3 動物の愛護及び管理に関する普及啓発に関する事項その他動物の愛護及び管理に関する施策を推進するために必要な事項を定めるように努めるものとする。

計画の目的

この計画は、高知県の実情に応じた動物の愛護及び管理に関する行政の基本的方向性及び目標を明確化し、この目標達成のための手段及び実施主体の設定等を行うことにより、計画的かつ統一的に施策を遂行することを目的としています。

計画の期間

平成26年度から平成35年度までの10年間とします。

推進計画の目標

（1）人と動物との調和の取れた共生社会の実現

県、市町村、関係団体等の連携・協働体制を推進し、適正飼養の啓発、動物愛護思想の普及を行うとともに、動物取扱業者への情報伝達、指導等により、事業者による飼い主への社会的責務に関する普及を図ります。

（2）人と動物の安全の確保

動物による人への危害、人と動物の共通感染症を防止するとともに、災害時対策として、県、市町村、関係団体等が連携した危機管理体制を作ります。

高知県における今後の取り組み

(1) 普及啓発

小学校等において、動物愛護教室を開催し、動物を飼う前の早い段階からの啓発により終生飼養に向けた動物愛護意識の向上を図ります。

また、ホームページ、広報紙、報道機関等の活用、市町村、ボランティアとの連携に努め、動物愛護関連行事、譲渡前講習会及び犬の飼い方講習会等を通じて、動物の適正飼養等について啓発していきます。

(2) 動物の殺処分数の削減

平成 24 年度の時点で、犬は平成 19 年度の 66.5 %減 (1,694→567 頭)、飼い猫は 56.9%減 (3,088→1,330 頭) となり、前計画の 50%減の目標は、すでに達成しています。

所有者不明猫も、25%減の目標に対して 24.6%減 (2,761→2,083 頭) となり、前計画の 25%減の目標は、ほぼ達成できる状況となっています。

今後も、引続き、犬や猫の適正飼養及び終生飼養の普及啓発を行うとともに、譲渡制度の拡充及び望まれない猫の繁殖制限を推進し、殺処分数の削減に取り組みます。

新たな目標値の設定

平成 35 年度に	犬	平成 24 年度の 35%減 (567→ 376 頭)
	猫	” 60%減 (3,487→ 1,394 頭)

(3) 動物による危害や迷惑問題の防止

犬の放し飼い及びフン害の防止を図るとともに、所有者不明猫等に関する情報収集を行い、地域の実情に応じた対応策を検討し、段階的に実施していきます。

(4) 所有者明示（個体識別）措置の推進

災害時における個体識別措置の必要性を啓発し、マイクロチップや迷子札等の装着を推進します。

(5) 動物取扱業の適正化

事業者への監視指導等を行うほか、利用者側にも、動物購入時に対面説明・現物確認を受けることが必要であること等、第一種動物取扱業の基準等について周知を図ります。

(6) 実験動物の適正な取扱いの推進

実験動物の飼養保管状況の情報収集を行い、施設に対し、関連基準の周知徹底を図ります。

(7) 産業動物の適正な取扱いの推進

産業動物の福祉に関する基準等の改正の動きに注目し、関連部局と連携のうえ、畜産農家等に関連基準の周知徹底を図ります。

(8) 災害時対策

災害時のペットとの同行避難を推進し、対応できる避難所の確保、動物救護に関すること等について、市町村、関係団体等と連携した体制を整備します。

(9) 人材育成

動物愛護推進員における必要な知識と活動方針の共有、及び動物関連学校等との連携を図ります。

(10) 調査研究の推進

平成 25 年の台湾での狂犬病発生を受け、モニタリング調査ができる体制及び、国内での狂犬病発生に備えた危機管理体制の整備を行っていきます。